

役員等報酬規程

社会福祉法人 犀川福社会

社会福祉法人犀川福社会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人犀川福社会の役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(報酬の支給)

第3条 理事長、及び理事が、理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1による報酬を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。
- 3 なお、理事長及び理事が法人の職員の場合は、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、各年度の総額が600万円を超えない範囲とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、各年度の総額が20万円を超えない範囲とする。
- 3 理事及び監事が、理事会出席の報酬は、別記1に定める額とする。
- 4 評議員が、評議員会出席の報酬は、別記2に定める額とする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は、毎月職員給与の支給日と同日とする。ただし、理事会・評議員会出席の報酬は、出席その都度通貨をもって本人に支給する。

(報酬の支給方法)

第6条 役員等の報酬は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができるものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(改正)

第7条 本規定の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(附則) この規定は、平成29年4月1日より施行する。
この規定は、平成31年2月1日より施行する。

別表1

理事長 業務報酬	20,000	円
理事 業務報酬	10,000	円

別記1 理事・監事の報酬：理事会出席の都度 1人一律5,000円

別記2 評議員の報酬：評議員会出席の都度 1人一律5,000円